

平成26年12月 5日

保護者のみなさまへ

草津市立草津小学校
校長 川端 一

インフルエンザの出席停止取り扱いについて

寒冷の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本校教育推進にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、市内でインフルエンザによる学級閉鎖の措置をとられた学校があります。本校でもかぜ症状で学校を欠席する児童が増えてきました。こうしたことから、学校医と相談した結果、12月5日よりインフルエンザの流行期間に入ったと判断しました。

通常は、インフルエンザに感染した場合、出席停止の証明用紙を医師に記入していただくことになっています。しかしながら、インフルエンザ流行期間に、医師より「インフルエンザ」、または「インフルエンザ様疾患（インフルエンザの疑い）」と診断された場合は、保護者の方からの欠席届をもって「出席停止」扱いとさせていただきます。

つきましては、下記インフルエンザ流行期間中にお子様が「インフルエンザ」または「インフルエンザ様疾患」と医師より診断を受けられた場合は、右記の欠席届に記入いただき担任まで提出ください。なお、その他の感染症（麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘など）は従来通り医師による証明書が必要です。

インフルエンザ流行期

平成26年 12月 5日（金）から平成27年3月24日（火）まで

注意事項

*病院受診されずに、家庭の判断で「かぜ」「頭痛」などの理由で欠席された場合は、出席停止の対象にはなりません。早期回復のためにも、受診していただきますようお願いいたします。

*インフルエンザ、またはインフルエンザ様疾患と診断された場合は、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまでが出席停止期間となります。

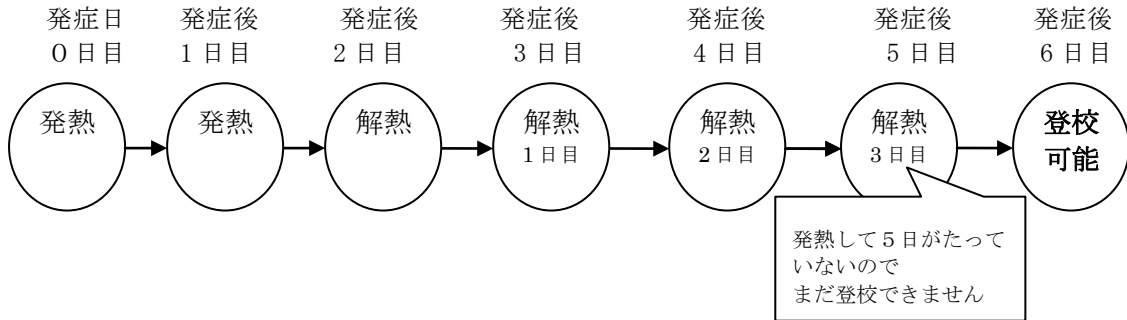
*登校後、体調が悪くなり早退しなければならないときや、学級閉鎖をしたときは、保護者の方に連絡をさせていただきますので、緊急連絡先が変更になっている場合は、お知らせくださるようお願いいたします。

※インフルエンザ様疾患とは、急な高熱や関節痛などのインフルエンザと思われる症状が出ているにもかかわらず、医療機関での検査結果で「インフルエンザ」と診断されなかった場合をいいます。

インフルエンザによる出席停止基準の教え方

出席停止基準：発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
 （発熱した日の次の日からカウントし始めます）

例：熱が出てから2日後に熱が下がった場合



インフルエンザ及びインフルエンザ様疾患による欠席届の使い方

お子さんが医療機関を受診して、インフルエンザ及びインフルエンザ様疾患（インフルエンザの疑い）と診断された場合、以下の欠席届のすべての項目に保護者の方が記入をしてください。

欠席届はお子さんが回復後、登校された際に担任に提出していただきますようお願いいたします。

きりとり

インフルエンザ及びインフルエンザ様疾患による欠席届

草津市草津小学校長様

平成 年 月 日

児童名 年 組

欠席理由	・インフルエンザ（ ）型 ・インフルエンザ様疾患（インフルエンザの疑い）
医師に指示された欠席期間	月 日（ ）から 月 日（ ）まで
症状 あてはまるものに○をつけてください	発熱（ ）度 ・頭痛 ・のど痛 ・関節痛 ・鼻水 ・その他（ ）
受診した医療機関	月 日に受診しました。（病院名 ）

本欠席届の使用期限 平成27年3月24日（火）まで